

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示【
子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【
環境局環境監視部環境監視課】 4

北九州市告示第453号

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年12月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱の一部を改正する告示

北九州市母子家庭等休養ホーム利用補助要綱（昭和53年北九州市告示第128号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市ひとり親家庭等休養ホーム利用補助要綱

第1条中「母子家庭、父子家庭及び寡婦」を「ひとり親家庭等」に、「母子家庭等休養ホーム」を「ひとり親家庭等休養ホーム」に改め、「（宿泊に限る。）」を削り、「費用」を「宿泊料（食事料、付帯施設の利用に係る使用料等を除く。以下同じ。）」に改める。

第2条第1項中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に、「第6条第6項」を「第6条第1項」に改め、「女子」の次に「又は同条第2項に規定する配偶者のない男子」を加え、同条第2項を削り、同条第3項第2号中「（第1項に規定する）」を「（ひとり親家庭の）」に、「前号に規定する」を「前号の」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に、「母子家庭、父子家庭」を「ひとり親家庭」に改め、同項を同条第4項とする。

第3条第1項中「母子家庭等が母子家庭等休養ホーム」を「ひとり親家庭等がひとり親家庭等休養ホーム」に、「費用」を「宿泊料」に改め、同条第2項本文中「補助」の次に「（以下「補助」という。）」を加え、同項ただし書中「利用する母子家庭等休養ホームの宿泊料（食事料その他使用料等を除く。）」を「当該利用に係る宿泊料」に改め、同条第3項中「第1項の規定による」を削り、「母子家庭又は父子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第4条中「前条の規定による」を削り、「母子家庭等休養ホーム利用券」を「ひとり親家庭等休養ホーム利用券」に改める。

第5条第1項中「第3条の規定による」を削り、「母子家庭等休養ホーム利用券交付申請書」を「ひとり親家庭等休養ホーム利用券交付申請書」に改め、同条第2項中「申請書」を「ひとり親家庭等休養ホーム利用券交付申請書」に、「母子家庭等で」を「ひとり親家庭等で」に、「母子家庭等休養ホーム利用券」を「ひとり親家庭等休養ホーム利用券」に改める。

第6条中「母子家庭等休養ホーム利用券」を「ひとり親家庭等休養ホーム利用券」に改める。

別表の市内の項中

かんぽの宿北九州	北九州市若松区大字有毛2829番地	を
北九州勤労総合福祉センター 北九州ハイツ	北九州市八幡西区的場町1番1号	

亀の井ホテル玄界灘	北九州市若松区大字有毛2829番地	に
-----------	-------------------	---

改める。

付 則

この告示は、令和4年12月15日から施行する。

北九州市告示第457号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和4年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市戸畑区大字中原46番94の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当性
土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当